

議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	マルチのマルチクレームの認容			
重要度	△	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>現在、多重引用した他の従属項等を多重引用する従属項につきましては認められておりません。</p> <p>しかしながら、発明の多面的な保護の観点からこのような従属形式も認められるべきであると考えます。</p>			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	<p>マルチのマルチクレームの表現を認めていただけることを希望します。</p> <p>尚、本要望につきましては、多重引用した他の従属項の多重引用を認めた場合に、権利範囲の理解が困難になると共に、請求項の数に応じて計算される各種費用の計算が煩雑になることを韓国特許庁は心配されているとのことですが、同様のクレーム表現を認めている日本及び欧州において大きな問題が生じていないことを申し添えます。</p>			
備考 (日本又は他 国の状況等)	<p>日本及び欧州特許協力条約ではこのような従属形式のクレームの表現を認めております。</p>			

議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	特許法によるコンピュータプログラム自体の保護			
重要度	◎	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>コンピュータ関連発明審査基準2. 2. 1によれば、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムについては特許法の保護対象とされていますが、コンピュータプログラム自体は特許法における保護対象となっておりません。</p> <p>しかし、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムのみを保護対象とし、コンピュータプログラム自体を保護対象としないことにより、以下のような不都合が生じます。</p> <p>①コンピュータプログラムは、コンピュータにインストールして実行可能となり、ユーザがコンピュータにインストールしたとき、或いはインストールしたプログラムを実行したときに、初めて特許権が実施されることとなります。従って、プログラムをネットワークを介して提供する者は、記憶媒体にコンピュータプログラムを記憶させていないため、侵害製品を製造販売等していると解することはできず、直接、権利行使することができません。</p> <p>②一方、ユーザー一人ひとりに対して権利行使することは現実的に不可能であり、また、特許権侵害は、生産・経営の目的で行うことが要件となっているので、個人的に使用するユーザは侵害者となりません。</p>			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	<p>コンピュータプログラム自体を特許法の保護対象とする方向で法改正の検討が始まっているようですが、そのような法改正に賛同します。</p> <p>コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護のために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護の対象であることを明確に規定していただきたい。</p>			
備考 (日本又は他 国の状況等)	<p>日本においては、「プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」と共に「プログラム自体」が特許を受けられることが旨、特許法、審査基準等に規定されています。また台湾においても、2008年5月の審査基準の改正によりプログラム自体を特許の対象としています。また、英国においても2008年2月よりプログラム自体を特許の対象としております。</p> <p>2014.4.30 付で JIPA より大韓民国産業通商資源部宛で意見提出  <a href="http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/14/140430_korea.pdf">http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/14/140430_korea.pdf</a></p>			

## 議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間 拒絶決定に対する不服申立期間の長期化			
重要度	◎	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>1. 韓国においては拒絶理由通知に対する応答の指定期間は通常2ヶ月間となっております。また、拒絶決定に対して審判、再審査などの不服申立を請求することのできる期間は30日間（期間延長が認められた場合はさらに2ヶ月間）とされております。例えば拒絶理由通知への応答指定期間は、日本では在外者の場合3ヶ月（延長3ヶ月）、米国3ヶ月（延長3ヶ月）、EPC4ヶ月（延長2ヶ月）、中国4ヶ月（延長2ヶ月）、台湾3ヶ月（延長3ヶ月）などのなっており、他国と比較すると、韓国の指摘期間は短い期間となっております。国際調和の観点でも検討が必要であると思料致します。</p> <p>2. また、指定期間を延長することは可能であります。延長のたびに延長申請の手続が必要とされることから、韓国特許庁に支払う延長料とそれよりはるかに高額な代理人手数料が必要となってしまいます。</p>			
改善要望 （次善の改善 提案も可）	<p>1. 拒絶理由通知に対する応答の指定期間を3～4ヶ月間としていただきたい。</p> <p>2. また、拒絶決定に対する不服申立（審判請求、再審査請求）の期間に付きまして、同様に長期化していただきたい。</p>			
備考 （日本又は他 国の状況等）	韓国特許庁は応答期間を長期化すると、導入を検討されている登録遅延による特許権存続期間延長制度への影響を懸念されていると承知しておりますが、同様の制度をすでに導入している米国でも、拒絶理由通知に対する応答期間は原則として3ヶ月間となっております。			

議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	外国語出願の認容			
重要度	◎	新規／継続	継続	
現状／問題点	2015年1月1日施行の改正特許法第42の3及び産業通商資源部令に基づき英語による出願が可能となりました。私どもが長年望んできた事項であり、改正に感謝いたします。			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	産業通商資源部令で認容される外国語は英語のみですが、日本語についても認めて頂くことを希望いたします。			
備考 (日本又は他 国の状況等)	日本特許法36条の2、米国 37CFR1.52(d)、台湾特許法 25 条、タイ特許法に基づく省令第21号12条2項、インドネシア特許法30条2項			

## 議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	特許権存続期間の延長			
重要度	◎	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>近年、医薬品の有効性・安全性の基準が厳格化され、医薬品の承認許可の基準が年々高くなっており、上市される新規医薬品の数は年々減少し、新薬の開発に膨大な時間と開発経費を投入したにもかかわらず特許権の存続期間延長の利益を享受できる医薬品開発候補物質は少なくなっています。また、製薬メーカーは、医療ニーズを満たし、患者の負担軽減のため、新規医薬品を更に種々の観点で改良した改良製剤や効能追加された価値ある医薬品を韓国の患者に提供すべくこれら医薬品の開発を行っています。そのような中、2013年3月に公表された特許法・実用新案法一部改正法律の立法予告では第89条で特許権の存続期間の延長については、「当該特許権の存続期間を1回に限り延長することができる。」と規定されています。</p> <p>例えば第2医薬用途や改良された医薬製剤を対象とする承認に対して、承認毎に実施出来なかった特許存続期間の延長が認められないとすると、十分な特許保護の恩恵を受けられないことになり、これら医薬品の医薬開発費の投資や医薬品開発インセンティブそのものを失うこととなります。この結果、優れた医薬品の提供を待ち望む韓国国民に当該医薬品が提供されないことになり、韓国国民の健康と福祉について不利益を被る恐れがあります。</p>			
改善要望 (次善の改善提案も可)	特許権存続期間の延長について、医薬品の承認毎に行えるよう、一回限りという回数制限を無くしていただくよう、要望いたします。			
備考 (日本又は他国の状況等)				

## 議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	商標の先後願に関する規定適用の判断時期改善			
重要度	◎	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p><b>【現状】</b>          先後願に関する規定適用の判断時期は、先願の「出願時」である。</p> <p><b>【問題点】</b>          出願人の先願の利益が失われる可能性のある仕組みとなっている。          先願Aの拒絶、取下げ等の確定前に、先願Aに類似する後願Bを出願した場合、後願Bの出願中に先願Aの拒絶等が確定しても後願Bは拒絶されることから、権利を取得するためには出願日を繰り下げて再出願を行わなければならない。また、国際出願では、韓国国内出願を新たに行わなければならない。          再出願前に、後願Bの後に先願された他人の後願Cがあった場合、先後願が逆転し、再出願の後願Bは、後願Cを引用され拒絶されることになる。</p> <p>* 2013年4月改正現行商標法では、不使用取消に基づく先後願適用の判断時期を、他人の先願が不使用取消された場合、後願の「査定時」にする旨改正されている。          また、現行審査運用にて、後願の審査決定を「査定時」に先送りすることで、先願との関係を調整している。</p>			
改善要望 (次善の改善提案も可)	<p>2013年4月改正現行商標法においては、これまでの要望が一部反映いただけただけのものとして歓迎したい。          更に、現行審査運用との法的整合性を図るため、先後願に関する規定適用の判断時期の全てを、先願の「査定時」に改正した上で、先願の審査結果を待って、後願の審査を着手する運用を実施することを要望する。</p>			
備考 (日本又は他国の状況等)	<p>日本では、一般の行政処分判断時期として処分時を採用していることから、商標法の登録要件の判断時期は原則として「査定時」である。例外として「出願時」等を採用する際には、商標法第4条3項のように明示される。</p> <p>&lt;関連法令&gt;          商標法7条2項、3項、4項</p>			

議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	商標の指定商品の包括的な記載に関する改善			
重要度	○	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>【現状】 従前では認められなかった指定商品の包括的記載表現が一部認められている。 例(従前)インクジェットプリンター、レーザープリンター、サーマルプリンター (現在)プリンター また、「電子複写機およびその付属品(G3908)」など、一部指定商品の包括表示を認めている。</p> <p>【問題点】 「プリンターおよびその付属品」のような記載が認められておらず、付属品にかかる商標権を取得する場合には、使用予定の付属品に該当する商品を列挙しなければならない。また、新たな付属品に商標権の保護を求める場合には、その都度新規出願することになる。 本体商品の付属品に本体商品と同一/類似の商標を他人が付す行為は、消費者の混同を生じさせる蓋然性がある。限定列挙させる現行の運用は他人に権利取得できる余地を残すことになるため問題があると考え。</p>			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	「本体商品およびその付属品」の記載を含む指定商品の包括的記載表現を広く認めるよう要望する。			
備考 (日本又は他 国の状況等)	日本では、「電子応用機械器具およびその付属品」、「自動車並びにその部品及び付属品」等の記載表現を認めている。			

## 議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	無効審判の請求人適格の制限について			
重要度	○	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>現状の無効審判制度では、登録公告から3ヶ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3ヶ月経過前までのみ可能であります(特許法133条1項)。しかしながら、新規性欠如・進歩性欠如等の公益的理由については、何時までも何人も請求可能とすることが公益的観点から必要と考えます。</p>			
改善要望 (次善の改善提案も可)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新規性欠如・進歩性欠如等の公益的理由については、何時までも何人も無効審判を請求できる制度とすることを希望します。</li> <li>2. 本要望につきましては、現行制度でも利害関係人の範囲を幅広く認める運用をしているとのご説明を韓国特許庁より伺っておりますので、特許法を運用に合わせて改正しても、無効審判の請求件数が激増して特許権の地位が不安定になることは予想しがたく、むしろ、審判や審決取消訴訟において請求人適格が争われることがなくなるので、法改正により紛争の早期解決も期待できると考えます。</li> </ol>			
備考 (日本又は他国の状況等)	<p>尚、日本、米国、英国などの各国におきましても、特許登録後に第三者が特許の無効を求める手続きにおいて、請求人適格を利害関係人に限定することはなされておられません。</p> <p>【参考】 日本特許法123条</p>			

議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	間接侵害規定の拡充			
重要度	○	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>現行法は、特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する予備的行為等を侵害行為に含めていますが、対象を専用部品（その生産にのみ使用する物）に限定しています。そのため、「のみ」の要件が厳格に解釈されると、間接侵害規定による救済が難しくなります。</p>			
改善要望 （次善の改善 提案も可）	<p>権利保護強化の観点から、悪意（特許発明であること及び侵害に用いられることを知りながら）で部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲を拡大することを希望します。</p>			
備考 （日本又は他 国の状況等）	<p>日本国特許法101条、ドイツ特許法10条、米国特許法271条(c)</p>			

議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決			
重要度	○	新規／継続	継続	
現状／問題点	法院が特許の有／無効と、侵害の有無とを、同時に判断する制度の確立がされていない。			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	今般、従来の判例を変更し、侵害訴訟において特許無効の抗弁を進歩性についても認める旨の大法院判決(2012-1-19)がありました。本判決を受けて、制度として確立されるよう法改正等の措置を希望します。			
備考 (日本又は他 国の状況等)	日本特許法105条			

議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	特許庁ウェブサイトで提供される意匠・商標検索システムの改善			
重要度	△	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>【現状】 韓国特許庁では、韓国語の公報に一部英訳を記載しているため、意匠・商標検索で英語検索が可能となっている。</p> <p>【問題】 英訳されている公報項目は、すべての公報に対して英訳記載が実現されていないため、英語検索と韓国語検索で検索結果が異なる。</p>			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	サービス向上のため、英語検索と韓国語検索とで同じ結果が出せるようよう改善を要望する。			
備考 (日本又は他 国の状況等)	日本では、商標は英語で多様な条件で検索することができる。意匠は番号検索のみしか対応していない。			

議題提案票（2015年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	①優先権番号のデータ整備 ②公開公報発行			
重要度	◎	新規／継続	新規	
現状／問題点	<p>【現状】</p> <p>①PCT出願が韓国に移行した際、EPOにPCT出願番号を通知すべきところ、韓国の出願番号が誤って通知されるケースがあります（DOCDBデータ）。誤って韓国出願番号が通知されると正しくファミリー形成されません。</p> <p>②公開前登録案件は登録公報のみ発行され、公開公報が発行されません。</p>			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	<p>サービス向上のため、</p> <p>①正しい優先権主張番号をEPOに提供して頂き、過去分についても修正して頂くことを希望します。</p> <p>②公開公報検索を行った場合に公開前登録案件が漏れてしまうため、通常の出願と同様に公開公報を発行して頂くことを希望します。</p>			
備考 (日本又は他 国の状況等)	①に関して主要国ではこのような問題は少ないが韓国については優先権主張番号の間違が多い。			